

7 日 獣 発 第 41 号

令和 7 年 4 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

連休期間における家畜防疫対策の徹底について

このことについて、令和 7 年 4 月 23 日付け 7 消安第 711 号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、これから連休期間を迎え、諸外国との人の往来や国内における人の動きが活発化することから、水際対策の強化、農場における飼養衛生管理の徹底等の家畜伝染病の発生予防対策及び発生時における迅速な防疫措置による適切なまん延防止を図る必要があることから、別記について了知の上、注意喚起や体制の確認等防疫対策に万全を期すよう協力を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 栗野

TEL 03-3475-1601

(別添)

7 消安第 711 号
令和 7 年 4 月 23 日

各関係団体の長（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

連休期間における家畜防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴職におかれましては、傘下会員各位に対し周知いただきますよう御協力をお願いします。

別記

一般社団法人 Jミルク会長 殿
一般社団法人 全国酪農協会会長 殿
一般社団法人 中央酪農会議会長 殿
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長 殿
一般社団法人 日本乳業協会会長 殿
全国農協乳業協会会長 殿
一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会会長 殿
全国乳業協同組合連合会会長 殿
一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会会長 殿
日本ジャージー登録協会会長 殿
一般社団法人 日本短角種登録協会会長 殿
一般社団法人 日本あか牛登録協会会長 殿
公益社団法人 全国和牛登録協会会長理事 殿
全国肉牛事業協同組合理事長 殿
一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会会長 殿
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会会長 殿
一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長 殿
一般社団法人 家畜改良事業団理事長 殿
公益社団法人 日本装削蹄協会会長 殿
一般社団法人 日本SPF豚協会会長 殿
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会代表理事 殿
一般社団法人 日本養豚協会会長 殿
日本養豚事業協同組合理事長 殿
一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金理事長 殿
一般社団法人 全日本配合飼料価格・畜産安定基金理事長 殿
一般社団法人 日本科学飼料協会理事長 殿
公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長 殿
飼料輸出入協議会理事長 殿
一般社団法人 日本家畜商協会会長 殿
一般社団法人 日本畜産副産物協会会長 殿
公益社団法人 全国農業共済協会会長 殿
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長 殿
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長 殿
公益社団法人 中央畜産会会長 殿
全国農業協同組合中央会会長 殿
全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長 殿
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長 殿
公益社団法人 日本獣医師会会長 殿
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

一般財団法人 畜産環境整備機構理事長 殿
協同組合日本飼料工業会会長 殿
公益社団法人 畜産技術協会会長 殿
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長 殿
一般社団法人 日本養鶏協会会長 殿
一般社団法人 日本食鳥協会会長 殿
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会長 殿
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長 殿
国産鶏普及協議会会長 殿
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長 殿
全国養鶏経営者会議会長 殿
日本成鶏処理流通協議会会長 殿
一般社団法人日本卵業協会会長 殿
全国たまご商業協同組合理事長 殿
全国鶏卵加工協議会会長 殿
一般社団法人日本伝書鳩協会会長 殿
一般社団法人 日本鳩レース協会会長 殿
日本オーストリッチ協議会会長 殿
日本オーストリッチ事業協同組合組合長 殿
豊橋養鶉農業協同組合組合長 殿
全国精麦工業協同組合連合会会長 殿
全国飼料卸協同組合理事長 殿
全国飼料輸入協議会会長 殿
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長 殿
一般社団法人全国食品リサイクル連合会専務理事 殿
一般社団法人食品ロス・リボーンセンター代表理事 殿
公益社団法人 日本実験動物協会会長 殿
日本実験動物協同組合長 殿
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会長 殿
公益財団法人 畜産近代化リース協会 事務局長 殿
全国肉用牛経営者会議 殿



7 消安第 711 号
令和 7 年 4 月 23 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

連休期間における家畜防疫対策の徹底について

口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策については、海外からの侵入防止、飼養衛生管理の徹底による農場への病原体侵入防止を図っており、各都道府県において家畜の生産者や畜産関係者等に御指導いただいているところです。

口蹄疫やアフリカ豚熱は近隣諸国やアジア地域で流行が継続していますが、口蹄疫については、2025年以降、清浄国であったドイツ、ハンガリー及びスロバキアで発生が確認されたほか、ワクチン接種により発生を抑制している韓国では本年3月に1年10か月ぶりとなる発生が全羅南道の牛農場で確認され、4月以降は豚農場でも発生が続くなど、流行状況の変化に注意する必要があります。

アフリカ豚熱については、アフリカ地域のほか、欧州、ロシア、アジアが流行地域となっていますが、特にアジア地域では日本と台湾を除いて広く浸潤しており、韓国でも継続的に発生が確認されている状況です。

豚熱については、国内で広く野生いのししの感染が確認されており、4月には宮崎県で新たに感染事例が確認されています。引き続き、地域の関係者が一体となって野生いのししの捕獲強化や経口ワクチン散布、野生いのししによるウイルス拡散の防止に関する登山者等への注意喚起等を推進するとともに、農場へのウイルス侵入防止を徹底することが重要です。

高病原性鳥インフルエンザについては、本年2月1日の発生事例以降、家きん飼養農場での発生はありませんが、野鳥での感染は確認されています。渡り鳥の北帰行は続いており、引き続き警戒を強める必要があります。

このような中、日本政府観光局からの発表資料によれば、訪日外客数は2024年に3,600万人を超え過去最多となっており、本年も増加傾向が続いています。日本への入国者は口蹄疫やアフリカ豚熱等が流行するアジア地域からが多く、また、動物検疫所による入国者の手荷物や国際郵便物の検査では我が国への持込みが禁止されている肉製品等の摘発が増加している状況を踏まえると、我が国への家畜伝染病の侵入リスクは依然として非常に高く、水際対策及び農場への

病原体侵入防止対策を徹底することが重要です。

これから大型連休を迎え、海外との人の往来や国内における人の動きが更に活発化することから、国においては水際対策を強化することとしていますが、貴職におかれましては、関係機関、関係団体等と連携し、下記を踏まえ家畜伝染病の防疫対策の徹底を図っていただくようお願いします。

記

1 農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見の徹底

家畜の飼養者に対し、以下について注意喚起するとともに、畜産関係者にも対策の徹底を図ること。

- (1) 農林水産省のウェブサイト等により海外における口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生状況を把握し、これらの疾病の非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。

やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避け、帰国時に衣服や靴の消毒等適切な措置を実施すること。

- (2) 外国人技能実習生等の外国人従業員が従事する農場においては、日本への持込みが禁止されている肉製品や農場で使用する作業服、器具等が海外から持ち込まれることのないよう、当該従業員等に徹底すること。

なお、従業員等が海外から受け取る国際郵便物等に動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。

- (3) 農場における病原体の侵入防止対策を徹底すること。特に、
- ・ 看板の設置等により、家畜の飼養管理に関係のない者（観光客等）が衛生管理区域に立ち入らないようにすること
 - ・ 農場の防護柵、農場内や周囲における野生動物の隠れ場所の排除、こぼれ飼料や死体の適切な処理、堆肥置場へのネットの設置、畜舎の壁・天井の破損や隙間等の点検と修繕等、野生動物との接触防止対策
 - ・ その他、農場に出入りする人の更衣や靴の交換、手指消毒、物・車両等の消毒等の衛生対策を徹底すること。

- (4) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者は、家畜の健康観察を毎日入念に行い、口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の特定症状その他の異状を認めたときは、速やかに管轄の家畜保健衛生所に連絡するこ

と。

2 家畜伝染病の発生予防に関する旅行者等への注意喚起

家畜伝染病の発生を防止するには、畜産関係者だけでなく旅行者や観光客、登山者や山林内で作業等する者等に対する注意喚起を図ることが重要である。このため、都道府県においては、関係部局が連携し、以下のことについてこれらの者が多く利用する場所・施設における注意喚起すること。

- (1) 山林内で活動、作業等する者は、靴に付着した泥を山林内で落とすこと、また、野生いのししの誘引を防止するため、食べ物や残飯は廃棄等せずに持ち帰ること。
- (2) 家畜が飼養される施設に立ち入らない、又は近寄らないこと。

3 疾病発生時の防疫措置に必要な体制等の確認

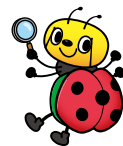
都道府県においては、連休期間中であっても迅速な防疫措置が講じられるよう、以下の体制について点検・確認すること。

- (1) 都道府県の各部局及び関係機関、市町村、関係団体等との緊急連絡体制を確保すること。
- (2) 迅速な防疫措置に必要な動員計画、資材・機材の調達体制、人員や資機材の運搬体制、各種の調整等に係る関係者の役割を確認すること。
特に資機材、車両等については、休日であっても調達が可能となるよう、調達先との緊急連絡体制を確保すること。
- (3) 農場における防疫計画、殺処分した家畜の死体の処分方法（埋却地や焼却場所の確保）について点検すること。
- (4) 適切な病性鑑定が実施できるよう、必要な検査試薬・人員を確保するとともに、検査機器の点検を行うこと。

以上

来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



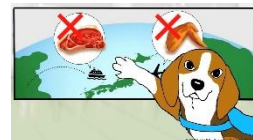
- ・ **国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。**

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

- ・ 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・ 日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- ・ 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・ 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
- ・ 悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- ・ 違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- ・ 輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫



植物防疫

アフリカ豚熱ウイルスの侵入を防ぐためのお願い

侵入経路 ①

肉類に付着



- ☑ 肉の入った食品を
国内に持ち込まない



- ☑ 肉の入った食品を
野外に捨てない



侵入経路 ②

人に付着



- ☑ 海外では
 - ・靴などについた土は落とす
 - ・動物がいる施設に行かない



- ☑ 空海港では 指示に従って消毒



- ☑ 国内では
 - ・帰国後1週間、観光牧場等に行かない
 - ・家畜がいる施設に近づかない
 - ・野生イノシシや罾・柵に近づかない



そこまできています

皮膚の出血や全身のチアノーゼが特徴。他には食欲不振・沈鬱等。

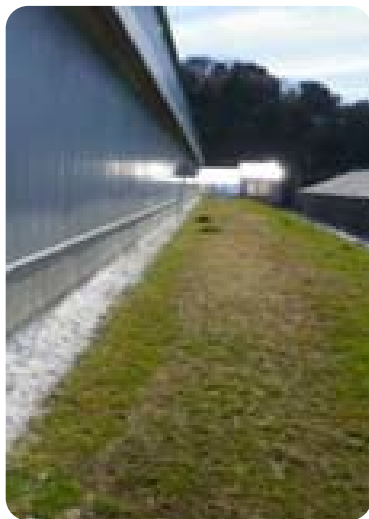
すぐに農場の 衛生対策を再点検！

 有効な治療法や
ワクチンはない



対馬, 福岡, 下関, 大阪

1 野生動物対策



農場を囲う柵を設置するとともに、破損などがないか定期的に点検。

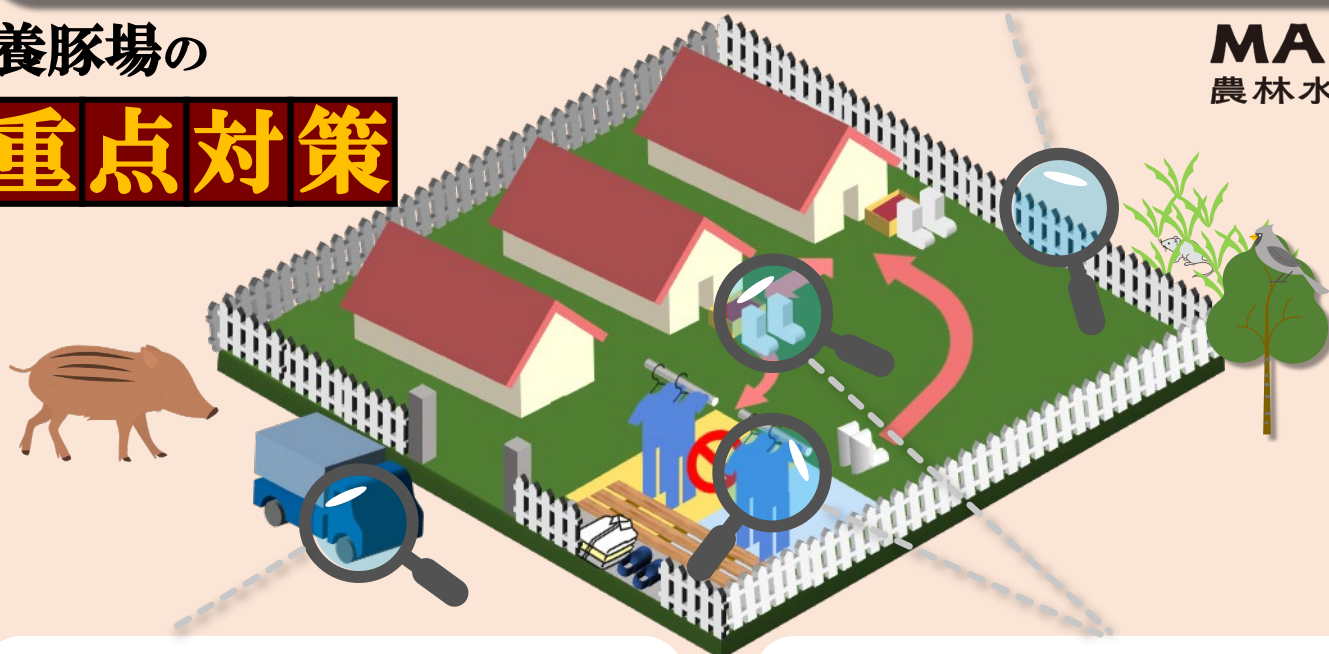
農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。

死亡家畜は野生動物を誘引しないよう適切に保管。

養豚場の

重点対策

MAFF
農林水産省



2 農場内や進入車両の消毒



畜舎周囲・農場外縁部に定期的に石灰を散布。

車両の洗浄・消毒も忘れない。
車体、タイヤ周りや溝の汚れを
しっかり落とす。

3 更衣・履き替えの徹底



洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。

長靴は履き替えを徹底し、使用後は洗浄してから消毒し、消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。



豚肉・豚肉製品を絶対に豚に与えない・捨てない！
従業員にも周知・徹底を！



海外からの旅行者の皆様へ

アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、
野外で絶対に捨てないでください！



2

靴の土は落としてから外出しましょう。



3

家畜がいる施設に
近寄らないようにしましょう。



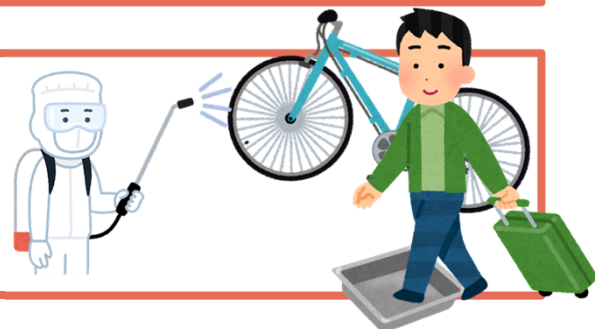
4

野生イノシシや罾・柵がある地点に
近寄らないようにしましょう。



5

消毒ポイントでは
指示に従ってください。



登山者・キャンパーや山林内で作業する皆さまへ

豚熱ウイルスの拡散防止に ご協力をお願いします。

野生いのししの間で豚熱という病気が広がっています。
人間に感染することはありませんが、
豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。
ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。



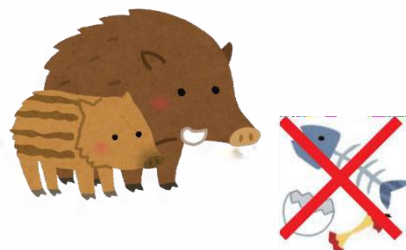
1

ウイルスは土にも含まれます。
靴の泥は山で落としましょう。



2

いのししを誘引しないよう
残飯は持ち帰りましょう。



3

家畜がいる施設に
近寄らないようにしましょう。



4

いのししの死体を見つけたら
管轄の自治体に連絡して下さい。





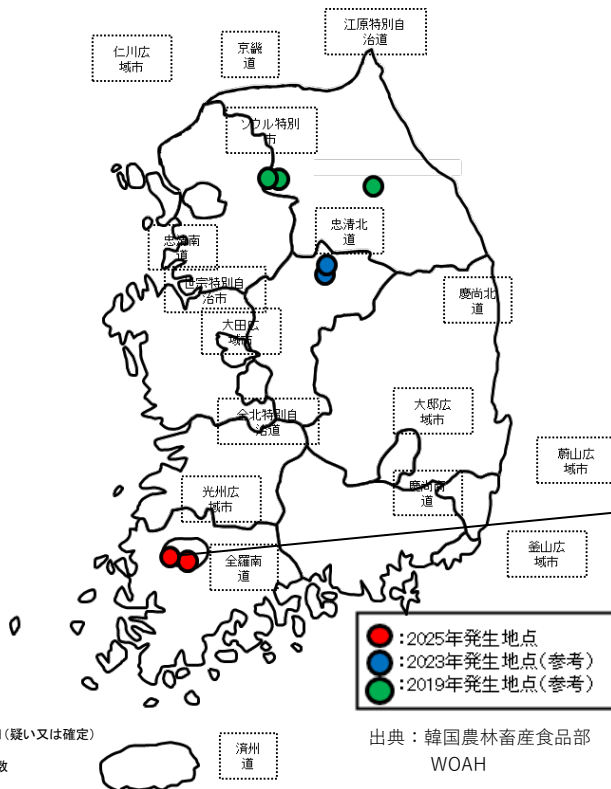
韓国で口蹄疫が発生！



今一度、発生予防を徹底しましょう！

韓国では、2025年3月に1年10ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

韓国における口蹄疫の発生報告状況（2025年4月14日時点）



全羅南道（19件）

3月13日（確定日は14日）
霊岩郡 牛：1件（O型）
3月14日（確定日は15日）
霊岩郡 牛：3件（O型）
3月15日（確定日は16日）
務安郡 牛：1件（判定不能）
3月17日
霊岩郡 牛：3件（O型）※
3月18日
霊岩郡 牛：2件（O型）※
3月19日
霊岩郡 牛：2件（O型）※
3月20日
霊岩郡 牛：1件（O型）※
3月23日
霊岩郡 牛：1件（判定不能）※
4月10日
務安郡 豚：2件（O型）※
4月12日
務安郡 豚：2件※
4月13日
務安郡 豚：1件※

*関連農場2農場(いずれも検査陽性)あり。

2025年4月14日時点
農林水産省動物衛生課

牛農家の皆様へ

発生予防の徹底をお願いします！

- ☐ 農場の出入口に看板を設置するなどにより、**関係者以外の立入を制限**しましょう。
- ☐ 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒**するとともに、持ち込む**物品や出入りする車両の消毒を徹底**しましょう。
- ☐ 畜舎の出入口に**専用の靴の着用や踏込消毒槽等**を設置することにより、出入りする人の**靴底の消毒を徹底**しましょう。
- ☐ 従業員の方も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- ☐ **毎日、飼養家畜の健康観察**を行い、**疑わしい症状があれば直ぐに通報**しましょう。



裏面も
チェック！



専用の衣服・靴等の着用や効果的な消毒を実施しましょう！

- ・ 衛生管理区域に立ち入る場合には、**専用の靴や衣服を着用し、手指消毒を実施**しましょう。
- ・ 畜舎ごとに**専用の靴または踏込消毒を設置し、**使用しましょう。



専用の服や靴の使用、手指消毒

◎効果的な消毒のポイント

- ・ 踏込消毒槽の消毒液は、汚れて効果が薄れるので、**まずは汚れを落としてから消毒**しましょう。また、**消毒薬が汚れていたら、直ちに交換**しましょう。
- ・ 農場に出入りする車両を消毒する時は、タイヤのみを消毒するのではなく、**泥よけの内側部分まで消毒**し、衛生管理区域内で降車する場合は**農場専用のフロアマット等の使用や車内（ハンドルやドアノブ等）の消毒**を実施しましょう。



推奨される踏込消毒槽の設置方法！

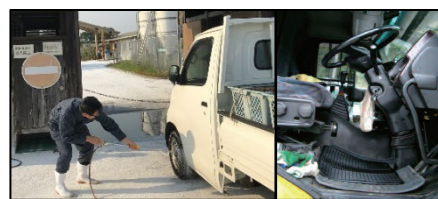
②消毒液の槽



①水洗の槽



汚れをしっかりと落としてから消毒！



車両はタイヤだけでなく、**泥よけの内側まで消毒**し、**フロアマットの交換**や**ペダル等車内も消毒**

《要注意》

- ★ **逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては不適**です！
- ★ 消毒効果が弱まるので、**酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと**！

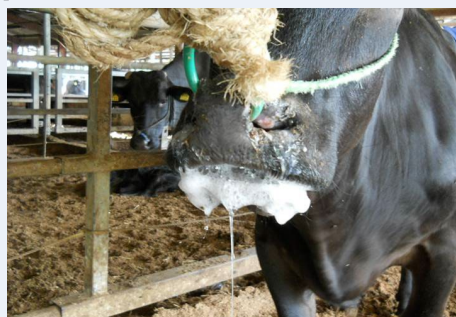
疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

＜A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果＞

～牛の症状～

写真：宮崎県提供



上顎口唇潰瘍



水疱が破れている

写真：動物衛生研究部門提供

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに**獣医師**や最寄りの**家畜保健衛生所**に**連絡**しましょう。

牛では、**1頭のみに着目せず**、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に広がるなど、**群としての異状の有無を確認することが重要**です。

連絡先：

最寄りの家畜保健衛生所の
連絡先を記入しておきましょう！



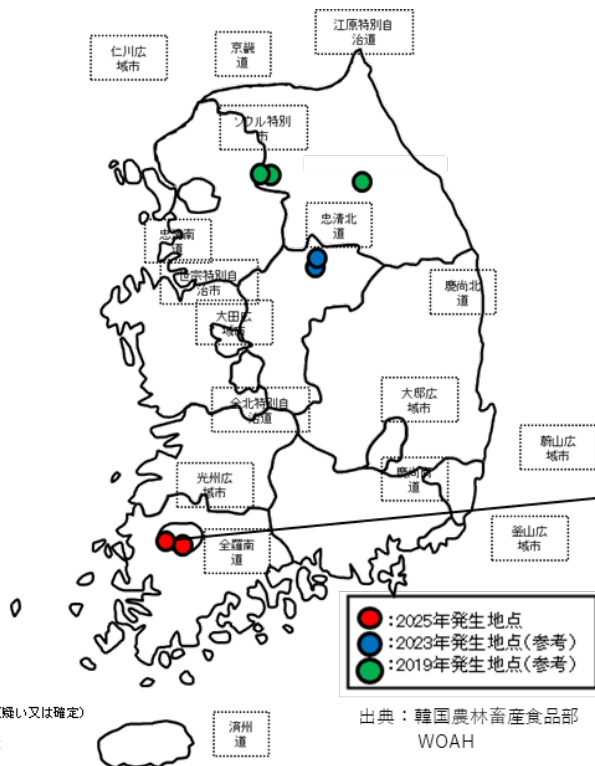
韓国で口蹄疫が発生！



今一度、発生予防を徹底しましょう！

韓国では、2025年3月に1年10ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

韓国における口蹄疫の発生報告状況（2025年4月14日時点）



全羅南道（19件）

3月13日（確定日は14日）
雲岩郡 牛：1件（O型）
3月14日（確定日は15日）
雲岩郡 牛：3件（O型）
3月15日（確定日は16日）
務安郡 牛：1件（判定不能）
3月17日
雲岩郡 牛：3件（O型）※
3月18日
雲岩郡 牛：2件（O型）※
3月19日
雲岩郡 牛：2件（O型）※
3月20日
雲岩郡 牛：1件（O型）※
3月23日
雲岩郡 牛：1件（判定不能）※
4月10日
務安郡 豚：2件（O型）※
4月12日
務安郡 豚：2件※
4月13日
務安郡 豚：1件※

*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。

2025年4月14日時点
農林水産省動物衛生課

注：日付はWOAH報告の発生日
ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）
とし、件数の後に※マークを記載
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

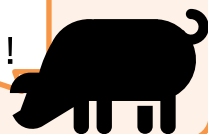
出典：韓国農林畜産食品部
WOAH

豚農家の皆様へ 発生予防の徹底をお願いします！

- ☐ 農場の出入口に看板を設置するなどにより、**関係者以外の立入を制限**しましょう。
- ☐ 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒**するとともに、持ち込む**物品や出入りする車両の消毒を徹底**しましょう。
- ☐ 畜舎の出入り時は、**専用の靴・衣服※を着用し、手指を消毒**するとともに、飼養管理で使用する**物品は定期的に消毒**しましょう。
※ 大臣指定地域に限る。
- ☐ 従業員の方も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- ☐ **毎日、飼養家畜の健康観察**を行い、**疑わしい症状があれば直ぐに通報**しましょう。



裏面も
チェック！



専用の衣服・靴等の着用や効果的な消毒を実施しましょう！

- ・ 衛生管理区域に立ち入る場合には、**専用の靴や衣服**を着用し、**手指消毒**を実施しましょう。
- ・ 畜舎ごとに**専用の靴・衣服※**を着用し、**手指消毒**を実施しましょう。

※大臣指定地域に限る。



専用の服や靴の使用、手指消毒

◎効果的な消毒のポイント

- ・ 靴や衣服が汚れた時には、洗浄・消毒しましょう。踏込消毒槽の消毒液は、汚れで効果が薄れるので、**まずは汚れを落としてから消毒**しましょう。また、消毒液が汚れていたら、**直ちに交換**しましょう。
- ・ 農場に出入りする車両を消毒する時は、タイヤのみを消毒するのではなく、**泥よけの内側部分まで消毒**し、衛生管理区域内で降車する場合に**農場専用のフロアマット**等の使用や**車内（ハンドルやドアノブ等）の消毒**を実施しましょう。



推奨される踏込消毒槽の設置方法！

② 消毒液の槽

① 水洗の槽



汚れをしっかりと落としてから消毒！



車両はタイヤだけでなく、**泥よけの内側まで消毒**し、**フロアマットの交換**や**ペダル等車内も消毒**

＜＜要注意＞＞

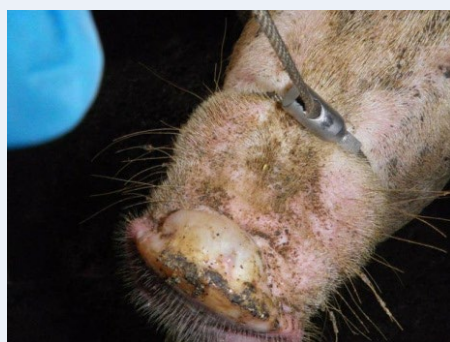
- ★ **逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては不適**です！
- ★ 消毒効果が弱まるので、**酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと**！

疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～豚の症状～

写真：宮崎県提供



＜A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果＞

写真：動物衛生研究部門提供



接種3日目

多数の水疱病変を確認



接種4日目

➡ **毎日必ず健康観察**し、これらの症状を見つけ次第、直ちに**獣医師**や最寄りの**家畜保健衛生所**に**連絡**しましょう。

連絡先：

（最寄りの家畜保健衛生所の
連絡先を記入しておきましょう！）

STOP



農場は立入禁止!



病原体は人や車に付着

家畜の伝染病の 侵入防止への 協力のお願い



今、世界では**アフリカ豚熱**と**口蹄疫**という家畜の伝染病のまん延が大きな問題となっています。
これらは、**肉製品や衣服、靴などを介して感染拡大**します。
これらが日本に侵入すれば、**畜産物の安定供給に深刻な悪影響**を与えるおそれがあります。
国内への侵入を防ぐため、皆様の協力が必要です。

01 アフリカ豚熱、口蹄疫とは

アフリカ豚熱 (ASF)



特性

- 致死率はほぼ100%（甚急型、急性型の場合）
- ウイルスは長期間にわたって環境中に生存（冷凍なら**1,000日**以上も）
 - pH4～11でも、血液や糞便中でも、豚肉や加工品（塩漬ハム等）の中でも生存できる

予防・治療

有効な治療法や予防法はない、ワクチンはない

損害

中華人民共和国で死亡・殺処分により飼養頭数が4割減り、豚肉価格が2倍以上に（2019年の事例）

口蹄疫 (FMD)



特性

- 口や蹄にできた水疱が痛くてエサを食べなくなり、産業動物としての価値が著しく低下
- ウイルスの感染力が極めて強い
 - 空気感染する（風に乗って**60km**以上離れた農場に移った例も）
 - 豚1頭が1日に排出するウイルス量は牛を最大**1,000万頭**感染させる量に相当

予防・治療

有効な治療法はない、ワクチンはあるが感染自体は防げない

損害

過去に国内で30万頭の牛・豚を殺処分し、2,350億円の被害
（2010年の発生に関する宮崎県の試算、関連産業含む）

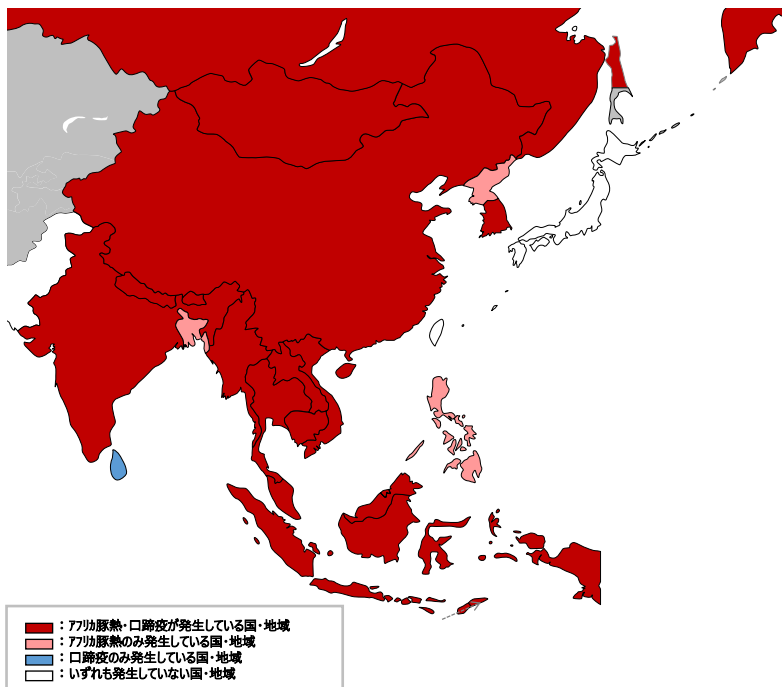
※ いずれの病気も **人への感染の心配はない**注

注：海外では口蹄疫ウイルスに極めて濃厚に接して感染した事例がごくまれに報告されるが、通常の生活の中で人に感染することはない。
万が一感染した場合は軽い発熱や口内炎になる程度で速やかに回復し、死亡例はない。

02 アジアでの発生状況

- アフリカ豚熱は、2018年に中国に侵入後、**アジア各国に拡大**。
- 口蹄疫は、**多くの国で継続的に発生**。
- **いずれの病気も発生していないのは日本や台湾などごく限られた国・地域※。**

※ 日本や台湾では過去に口蹄疫が発生したことがあるが、その後清浄化している。



アフリカ豚熱の初発発生年

国・地域名	初発発生年
中国	2018年
香港、モンゴル、北朝鮮、韓国、ベトナム ラオス、カンボジア、フィリピン、ミャンマー インドネシア、東ティモール	2019年
インド	2020年
マレーシア、タイ、ブータン	2021年
ネパール	2022年
シンガポール、バングラデシュ	2023年

口蹄疫発生国・地域

国・地域名	発生年
中国(2)、ロシア(1)、ベトナム(28) カンボジア(41)、マレーシア(21)、タイ(47) インド(105)、ブータン(24)、ネパール(40) モンゴル(102)、スリランカ(36)	2021年
中国(1)、カンボジア(24)、タイ(108) マレーシア(28)、インドネシア(不明) インド(103)、ブータン(3)、ネパール(66) モンゴル(3)、スリランカ(57)	2022年
中国(4)、韓国(11)、ネパール(15) カンボジア(3)、マレーシア(7) インドネシア(不明)	2023年

注：検査体制や、まん延により報告が十分でない場合やワクチンにより発生が見えにくく汚染状況と発生数が一致していない場合がある。

03 侵入を防ぐためにできること

1 海外から肉の入った食品を持ち込まない

- 感染した肉を**動物が食べる**と感染
- 不法持込された肉製品から**生きたアフリカ豚熱ウイルス**を発見

持込禁止



2 野外に肉の入った食品を捨てない

- ハイキングのお弁当やバーベキューの**食べ残し、ごみ**からも感染
- アフリカ豚熱に感染した肉の入っていた**トレーをイノシシが舐めた**だけで感染
- 海外では**野生イノシシ**でアフリカ豚熱がまん延し、根絶が困難に

野外放置禁止

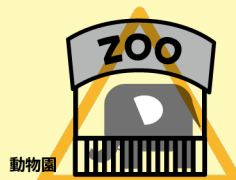


3 帰国後1週間は動物に近づかない

- **服や靴についたウイルス**を介しても感染



注意



動物園



観光牧場